

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																														
<p>第11章 水防信号、水防標識等 第1節 水防信号 法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>第11章 水防信号、水防標識等 第1節 水防信号 法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>警鐘信号</th> <th>サイレン信号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1信号</td> <td>○休止 ○休止 ○休止</td> <td>約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第2信号</td> <td>○－○－○ ○－○－○</td> <td>約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第3信号</td> <td>○－○－○－○ ○－○－○－○</td> <td>約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第4信号</td> <td>乱打</td> <td>約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－</td> </tr> </tbody> </table>		警鐘信号	サイレン信号	第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>警鐘信号</th> <th>サイレン信号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1信号</td> <td>○休止 ○休止 ○休止</td> <td>約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第2信号</td> <td>○－○－○ ○－○－○</td> <td>約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第3信号</td> <td>○－○－○－○ ○－○－○－○</td> <td>約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止</td> </tr> <tr> <td>第4信号</td> <td>乱打</td> <td>約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－</td> </tr> </tbody> </table>		警鐘信号	サイレン信号	第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止	第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－	
	警鐘信号	サイレン信号																														
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－																														
	警鐘信号	サイレン信号																														
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止																														
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－																														
<p>備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。</p>	<p>備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。</p>																															
<p>第2節 水防標識 法第18条の規定により、道知事の定める水防のために出動する車両、舟艇等の標識は次のとおりである。</p>	<p>第2節 水防標識 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。</p>																															
 <p style="text-align: center;">水防標識</p>	 <p style="text-align: center;">水防標識</p> <p>水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該</p>																															

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第3節 身分証票 法第49条第1項及び第2項の規定により、消防団長、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じ、水防管理者（町長）が定めるものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">水防立入調査員証</p> <p>所属 職 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水 防 管 理 者 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。 2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。 3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。 <p style="text-align: center;">縦9センチメートル 横6センチメートル</p> </div> </div>	<p style="color: red;">水防管理者が定めるものとする。</p> <p>第3節 身分証票 法第49条第1項及び第2項の規定により、消防団長、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じ、水防管理者（町長）が定めるものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">第 号 水防立入検査員証</p> <p style="text-align: right;">所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道 知事 印</p> <p style="text-align: center;">縦9センチメートル 横6センチメートル</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">水防法（抜粋）</p> <p style="color: red;">第49条 水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p style="color: red;">2 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> </div> </div>	